

部 長 災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定を、株式会社ロゴスコーポレーション及び船山株式会社と令和2年12月25日付けで締結しました。本協定については、災害時において株式会社ロゴスコーポレーションが取り扱うテント等のアウトドア用品の供給を受けるものとなっています。キャンプ等での利用が想定されるアウトドア用品は、災害時の避難所等を始めとした避難生活において有効活用できるものが多いことから、大規模な災害が発生した際、避難生活を支える力になるものと考えています。

市 長 続いて、報告事項2「災害時における介護用品等の供給に関する協定の締結について」を報告してください。

部 長 災害時における介護用品等の供給に関する協定を、介護用品、福祉用具等を取り扱う福祉用具供給事業者に関する唯一の広域社団法人である一般社団法人日本福祉用具供給協会と、令和2年12月25日付けで締結しました。市においては初めての、介護用ベッド等の介護用品及び福祉用具に特化した供給協定の締結です。災害時に、協会の正会員である全国316社の中から必要な介護用品等の供給を受けることができ、要配慮者支援の拡充に繋がると考えています。なお、供給される介護用品等については、協定書にその範囲が記載されています。

市 長 続いて、報告事項3「民法改正に伴う成年年齢引下げに係る狛江市成人式の実施方針について」を報告してください。

参 与 民法の一部を改正する法律が令和4年4月に施行され、成年年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられます。

市の成人式については、他の自治体と同様に1月第2週の成人の日に合わせて当該年度に20歳を迎える方を対象として実施してきましたが、成年年齢の引下げに伴い、対象等について検討を行いました。検討に当たっては、成人式を委託している狛江市青少年委員の会議を始めとする青少年行政の関係者と主に意見交換を行い、対象を仮に18歳にした場合には、高校3年生の大学受験の時期と重なることや、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる令和5年の成人式における対象の取扱いが難しくなる等の理由により、従来どおり当該年度に20歳を迎える方を対象とすることとしました。

なお、この実施方針については、議会に報告するとともに市ホームページ等で広く周知していきます。

市 長 続いて、報告事項4「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）について」を報告してください。

部 長 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針です。令和2年3月10日の庁議にて審議し、その内容に基づき、東京都と調整を行っ

てきました。

方針案の概要について説明します。現行の方針では生活の中心地に「狛江」が位置付けられているのに対し、案では資料6ページのとおり「狛江」が地域の拠点に、「和泉多摩川」及び「多摩川住宅」が新たに生活の中心地として位置付けられています。また、資料7ページのとおり新たに新型コロナウイルス感染症による危機を踏まえた都市づくりの方向性及び戦略を追加しています。

東京都が都市計画決定を行うに当たり、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、令和2年11月13日、案について市に意見の照会がありました。それを受け、12月24日に開催した令和2年度第3回狛江市都市計画審議会へ諮問したところ、原案のとおり了承という答申をいただいています。東京都に対する回答は、本日の庁議後に行います。東京都では2月に開催される東京都都市計画審議会を経て、都市計画決定を行う予定としています。

市長 続いて、報告事項5「調布都市計画都市再開発の方針（案）について」を報告してください。

部長 調布都市計画都市再開発の方針（案）については、令和2年2月18日の庁議にて審議し、令和2年3月17日に開催した平成31年度第3回狛江市都市計画審議会を経て、東京都へ原案の提出を行いました。その後、東京都が策定した方針案について報告するものです。

概要について説明します。都市再開発の方針は、都市計画法第7条の2に基づき市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランで、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものです。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等とともに、土地利用、都市計画道路及び市街地開発事業等の個別の都市計画の上位計画となるものです。本方針における再開発とは、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業だけではなく、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくりや工場等の跡地利用等、都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むものです。近年、狛江市域において、大規模な土地利用転換や都市計画道路の事業化に向けた動きがある中、それぞれ課題に合わせた再開発の適正な誘導と計画的な推進が必要と考えています。

調布都市計画区域のうち、狛江市域についてのみ説明を行いますので、8ページを御覧ください。都市計画区域のうち、計画的な再開発が必要な市街地を1号市街地と言います。狛江駅周辺においては、地域の拠点として商業、文化及び交流等の都市機能の強化を図ることや、和泉多摩川駅周辺や喜多見駅周辺においては、地域のニーズにあった都市機能の強化及び導入を図るこ

とを目標として、狛江市域全域を狛江地域という名称の1号市街地に位置付けます。次に、11 ページから 13 ページまでを御覧ください。1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を再開発促進地区と言います。調 11 多摩川住宅地区、調 12 和泉本町四丁目周辺地区、調 13 岩戸北二丁目周辺地区、調 14 岩戸北四丁目及び岩戸南三丁目周辺地区、調 15 水道道路地区の6地区を再開発促進地区に位置付けます。地区の詳細については、23 ページから 27 ページまでを御覧ください。次に、14 ページを御覧ください。1号市街地のうち再開発促進地区には至らないものの、再開発を行うことが望ましく効果が期待できる地区のことを誘導地区と言います。狛江駅周辺地区、和泉多摩川地区、岩戸北一丁目地区、岩戸北四丁目地区及び一中通り沿道地区の5地区を誘導地区に位置付けます。

東京都が都市計画決定を行うに当たり、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、令和 2 年 11 月 13 日、案について市に意見の照会がありました。それを受け、12 月 24 日に開催した第 3 回狛江市都市計画審議会へ諮問したところ、原案のとおり了承という答申をいただいています。東京都に対する回答は、本日の庁議後行います。東京都では、2月に開催を予定している東京都都市計画審議会を経て、都市計画決定を行う予定としています。

市 長 続いて、報告事項 6「調布都市計画生産緑地地区の変更について」を報告してください。

部 長 令和 2 年度調布都市計画生産緑地地区の変更（案）については、令和 2 年 10 月 6 日の庁議にて審議後、12 月 24 日に開催した令和 2 年度第 3 回狛江市都市計画審議会へ諮問したところ、原案どおり了承という答申をいただき、12 月 28 日付けで告示しました。この変更により、生産緑地地区の地区数は 135 件、面積は約 296,230 m²となりました。

市 長 その他お知らせはありますか。

部 長 出初式の実施結果についてです。

出初式については新型コロナウイルス感染症対策を行った上で開催し、53 人の参加があり、滞りなく実施することができました。

市 長 他に何かありますか。

部 長 インターンシップの延期についてです。

1 月 18 日から 22 日まで、日本大学の学生 3 人及び法政大学の学生 1 人に対しインターンシップを実施する予定でしたが、緊急事態宣言発令に伴い延期とします。

市 長 他に何かありますか。

部 長 みずほ銀行派出所窓口の昼休み時間帯の閉鎖についてです。

株式会社みずほ銀行より、新型コロナウイルス感染症対策として市庁舎2階派出所の勤務人員の調整を行いたいとの申入れがありました。それに伴い、1月12日から当面の間、正午から午後1時まで派出所窓口の閉鎖及びATMの停止を行います。なお、正午から午後1時までの間における収納事務については、派出所の営業時間外における対応と同様の対応をするようお願いいたします。

市長 他に何かありますか。

参与 成人式の実施結果についてです。

成人式についてはYouTubeの市公式動画チャンネルにおける配信で実施しました。最大400人が同時に視聴し、延べ1,000人が視聴しました。また、狛江駅前に新成人が集まっていたため、警察が対応しました。

市長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、1月19日午前9時00分から開催します。